

新潟県 公民館月報

昭和54年9月号

発行所 新潟県公民館連合会

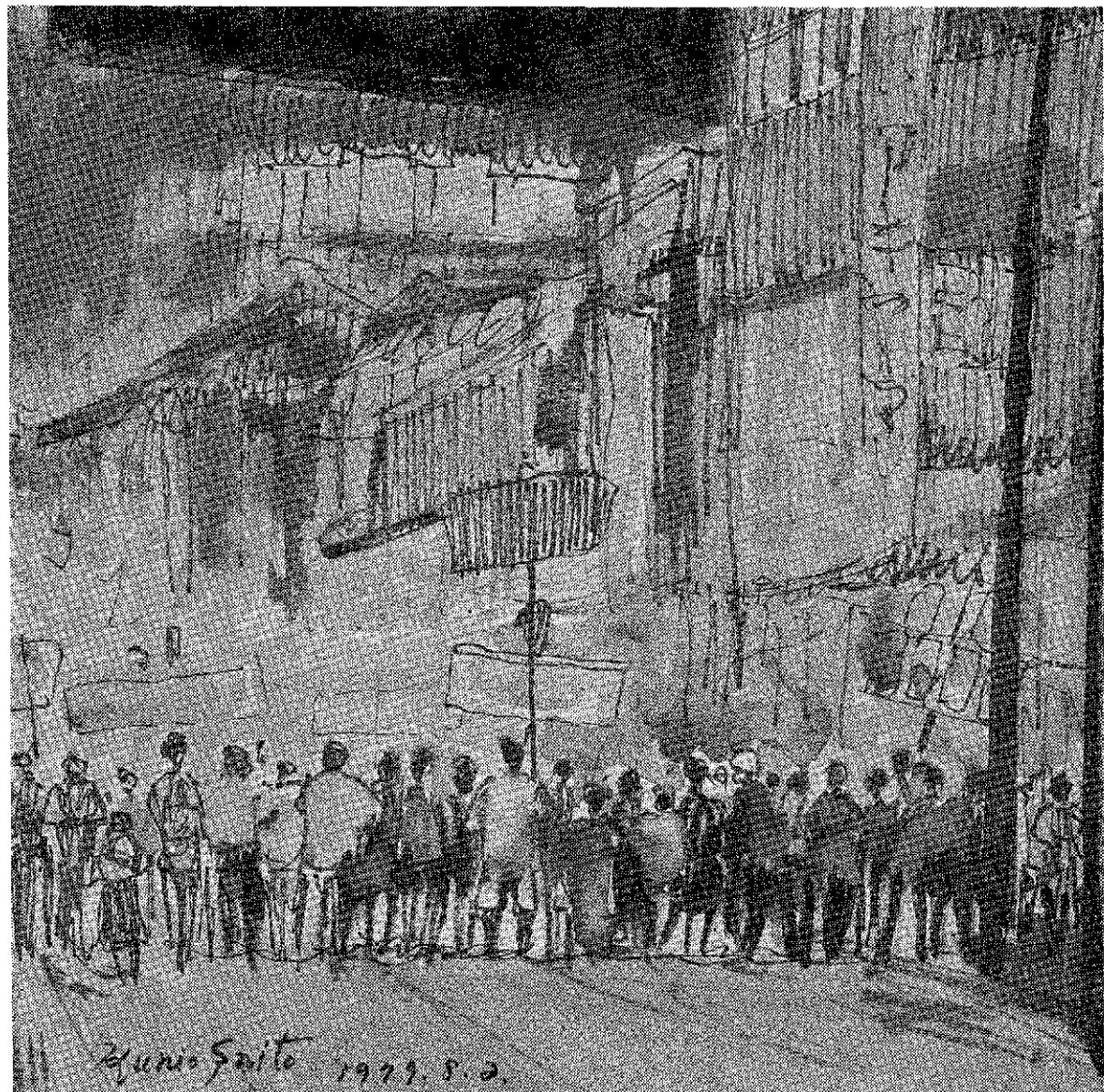
【新潟市川端町2-9・県林業会館内】

【電話・新潟(0252)24-6073】【振替新潟
4094】

発行人 会長 石井耕一

編集人 事務局長 本田清

【定価1部 70円 年共・年額 840円】



Yumi Saito 1979.9.2.

おまんた祭り

糸魚川市に新しい祭り
「おまんた祭り」が創造された。この祭りは市民総参加による市民まつりとして、全市民の肌のふれあい、心のふれあう場として、連帯感を育め、新しい地域社会づくり、

ある黒づくりの足がかりにする

ことを願い、昭和五〇年七月一九、二〇日第一回おまんた祭り

がおこなわれた。

「北陸のロマン、あふれる
共感」のテーマによさわしく新
しい感覚と若い力で盛り上げら
れた祭りは、市の内外に反響を
呼び大きな共感を得ている。

なかでも庄巻は、三波春夫の
名調子「おまんたばやし」に乗
って、あの谷、あの町内、この
町内からくり出す踊りの渦であ
り、見物する人たちもいつしか
踊りの列に巻きこまれるのであ
る。「おまんた」とは当地方の
方言で「あなた方」という意味
である。絵は、まつり二日目の
庄巻、踊りのうずを描いたも
の。

◎

「絵」斉藤 邦雄
糸魚川市中央公民館、絵画ク
ラブ会員。

第30回公民館大会に1,000名



〔熱弁をふるう君知事〕



〔各コーナーごとに〕
熱心に勉強

住民の自治能力を究明

「これから的新潟県」で君知事が講演

第三十回を迎えた。ことしの県公民館大会は、八月二十七日、長岡市厚生会館で九百余名を集めて開催された。

久しぶりに君知事の演説を聞いたり、主題の「住民の自治能力の向上に果す公民館の役割」についてパネル討論、あるいは各コーナーごとの卓を囲んでのフリートークなどによってそれぞれ研究を深め即日盛会のうちに閉会した。

パネル討議でしめくくる

能的に消化することをねらひとして設定された今回の大会。会場には、当初から机と椅子が、各コーンハービーに整然と並べられ、つでもバスセッションでも、情報交換でも、あらかじめ依頼しておいた座長を中心と実施でまとめて方式。屋食もその場でいいしょにします」とができた。

このあと「これが新的編集」と題する新潟県知事選挙式による特別記念講演を聞く。若知事は昭和四十六年度第二十二回県公館大會でも当選副知事の立場から同会場で、同題旨で講演したこと

誤報表は、県公認副会長藤井秀郎によると、主張は「開港宣言」によるものだといつた。

県公連会長石井耕一氏より県教育後の一展開について示唆するといふ

長老は腰を下す。王族者あいだの間で口論が起る。王族者は「新帝は、王族國主の子である」と主張する。

民館二館（既報）と公民館連絡室に走る新幹線、あたは高速自動車

議会委員と非常勤公職員二十道の重要な施政となる。また大陸

七名に及ぶ乗組員と船用品の販賣が行なわれた。

県公連事務局による祝電の披
る。前回には日本海時代とらう。

露、地元福岡市駄役口浦清二郎由による歓迎の意と申しつづきが、最もそぞろがつたが、それは今日でも残りがない。

卷之三

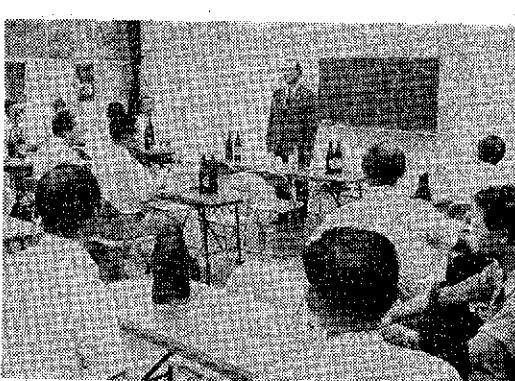
ただいまのところは、新潟県は、税収の少ない財政力の弱い県だが、施策の積み重ねによって税収が、年々多くなってようになつてきている。公事等を防止するためにも、公共下水道整備など、今までにやられなければならないことが多く、水質資源を守らなければ対処していくべきだ。」として大きな拍手をあびた。

同會は、地元議員のアトランシ

民館長伊藤茂治氏、松之山町社会教育委員丸山サトウ文史、県社教高会議会務理事室井川英三郎氏によるそれらの立場からの問題提起、参加者の質疑、それにに対する答弁と活発に進行。午後三時四十分終了した。最後に次年度、関東とも多くの会員登録を希望される県大会の会場地「下越地区を代表して下田市連副会長小池市長による開会のことば」でしめくづいた。

ヨンを観賞しながらの会食。
午後からは五講師を迎えて、新潟

に掲載の予定。



終了後、地元スタッフをねぎらう
石井会長

関公連大会への問題提起

新潟県公民館連合会

社会教育法一部改正に関するアンケートを実施して

社教法の改正に関する現場からの声を要約するために、過般本会の実施したアンケート。回答率はひくかったが、そのおおよその意図しているものは、ある程度とらえられているように思われた。

本会では、本田事務局長がこのアンケート結果をひっさげて、関東甲信越静公民館大会にのぞみ、「社教法改正について研究」する部会で問題提起として発表した。この発表に対して、部会参加者のなかから多様な意見が出された。このため、これらの意志を集約し、こんどは関東甲信越静公連の意志としてきたるべき全国公民館研究大会へ提起されることなる。

※

※

公民館活動振興のために、社会教育法を改正したいということは、公民館関係者の長年の夢であった。

現行法は昭和24年6月に制定され、昭和26年には、社会教育主事及び社会教育主事補に関する案の追加設定、さらに同34年には社会教育関係団体に対する補助金支出禁止規定の削除などがあったが、その後における社会の変化進展によって、現行法は著しく社会の現実とかけはなれてしまったといえる面がないとはいえない状況になってきている。

このため、昭和40年代前半の項から、各公民館大会、研究会等において、社会教育法改正に関する提案、決議等がなされてきていたが、焦点が定まらないまま推移していた。

このような背景のなかで、全列連もまた昭和45年度に、第二次専門委員会の策定した報告書により、「公民館をめぐる諸制度改善の具体策」について明らかにしたのである。このなかで述べられていることは、単に社会教育法のみならず、広く関連する法令、制度等についての改善策にも言及しており、ここに示唆されている方向は、今日においても、基本的に的をはずれていないようと思われる。そこで、この報告書に示されている六次項目の要旨について改めて簡単に紹介しておきたい。

第1 公民館の目的および性格

- (1) 社会教育機関としての公民館の目的と特性とを強調すること。
- (2) 公民館の専称規定を設け、その名称を使用するものが具備すべき要件を定めること。
- (3) 公民館に専門職員を確保すること。
- (4) 社会教育諸機関のなかにおいて、公民館の位置を明確にすること。

第2 公民館設置の義務化とその要件

- (1) 「公民館のあるべき姿勢と今日的指標」にしめされた配置の案を、いっそう強化すること。
- (2) 各公民館の規模や設備を充実して、高度の社会教育に対する期待にこたえ得るようにすること。
- (3) 専門職員の養成、配置のための根拠を明らかにすること。
- (4) 管理ならびに財政上の措置を明確にすること。

第3 専門職制の確立

- 第4 新しい公民館の事業
- 第5 公立公民館の管理
- 第6 公民館の財政制度

さて、私どもの新潟県公民館連合会では、このたびの大会の分科会テーマである「社会教育法改正について」の趣旨をくみ、公民館の現場から、より具体的な法改正の要点をクローズアップしてみたいとねがい、全市町村公民館長あてに下記のようなアンケートを実施してみた。

社会教育一部改正について

アンケート(依頼)

社会教育一部改正は、公民館をめぐる諸制度改善の一環として欠くべからざるものであり、きたるべき第二回全国公民館研究集会において本格的に討議されることになりました。

そこでお伺いいたしますが、いまあなたが公民館をめぐる課程に関して、社会教育法を改正したとすれば、どの条項をどのように改正したらよろしいとお考えでしょうか。

ご回答の集約結果は、県公民館月報に紹介させていただくとともに全国公民館研究集会へも反映させたいと思います。

この結果、県内市町村公民館112館から27通の回答が寄せられた。その回答にみる現行法改正指摘条項はおおむね次のとおりであった。

第四条(国の方針公共団体に対する援助)

改正要望10町村

第五条(市町村の教育委員会の事務)

改正要望11町村

第十五条(社会教育委員の構成)

改正要望3町村

第二十七条(公民館の職員)

改正要望26市町村

第二十八条の2(公民館運営審議会の意見)

廃止要望12町村

第三十五条(公民館の補助)

改正要望12市町村

その他の要望

第二章(社会教育主事及び社会教育主事補)

全般の改正要望1町

公民館単独法の制定

要望1村

委託第208号通達の廃止

要望1町

以上の結果をみると、第二十七条に関する改正案が27市町村中、26市町村もあるというように集中していた。

第二十七条とは、いうまでもなく「(公民館の職員)について規定したもので、「公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。」とある点である。この条文のうちの「職員を置くことができる。」という表現が弱すぎるので、はっきりと「職員を置く。」または「職員を置かなければならない。」というように改正すべきであるとする指摘が圧倒的に多かったわけである。

ところで、「コミュニティ活動の振興」「生涯教育態勢の確立」等、これから社会的要請をふまえた、新しい展望に立つとき、「社会教育法一部改正」というような段階的手段が、いったいどのような意味をもつものかという点については、全く白紙の状態で、なにもわかつていないのではなかろうか。

大和町大崎分館

盛んな大会・発表会

重点的事業の実施状況

一、ラジオ体操

普及運動

二年自走迎えて六

月上旬から九月下旬

まで大崎分館前広

場、水尾鎮守境内、

柳古新田體育堂境内

月上旬から九月下旬

まで大崎分館前広

部落は純農村であり、田水を見る
時間がたまに生きている現在は忍び
られない。今後も対策を考え
て普及していく。

二、生活近代化促進運動
この運動は大和町が提唱し、分
館活動としても重き事項として取
り組んでいる。経済高度成長から
に随止めをかけて生活の見直しを
実施している。三会場とも参加
者少なめ限られたメンバーであ
る。大崎、水尾の大部落を除く六
の会場で実施して

三会場とも参加
者少なめ限られたメンバーであ
る。大崎、水尾の大部落を除く六
の会場で実施して

三、大崎地区野球大会
地区的中心地大崎では、古来繼
承されている青年会がある。他の
七部屋は解体し新規青年会がある
のみである。したがって青年交流
の場や青年組織の運営を当然あ
る。

四、民謡と踊の発表会
初めて行った事業であるが好評
を得ている。(二グループから構
成された会員の日の踊りでは
い舞踏しなれば

大和町公民館委託金
分館活動費 65,000
町民運動会費 35,000
雪上町民運動会費 25,000
民謡と踊の会費 20,000

部落負担寄附金等
町民運動会費 110,000
寄附金 15,000
計 270,000

これといった定期的な結婚祭りの事がない。次代を担う者が勝
手ままに生きている現在は忍び
ない。そこで青年会通りの確
かに相手のある問題で、ひとと大
和町だけでは解決できないものでもな
く、金・全国的運動が必要なさ
れる。その第一歩としていち早く
踏み出された運動である。一年目を
迎えていたけれど一朝一夕に効果
のあるものではなく、ためま
い努力で成果をあげていかなければ
いけない。

七月下旬の第2回下木大会を催して
て野球大会を毎年開催している。
手気ままに生きている現状は忍び
ない。そこで青年会通りの確
かに相手のある問題で、ひとと大
和町だけでは解決できないものでもな
く、金・全国的運動が必要なさ
れる。その第一歩としていち早く
踏み出された運動である。一年目を
迎えていたけれど一朝一夕に効果
のあるものではなく、ためま
い努力で成果をあげていかなければ
いけない。

(大和町・大崎分館長・山口正夫)
私は今の人間が元気で金がかかるこ
とを運んで情ある暖色や切磋琢磨す
る精神の涵養と連帯感を培う場と
して推薦している。ただ反対され
ることは、グループの中に豊富な
才能がある。

青少年が加わっていないかったこと
と、プロ級の衣裳で金がかかるこ
と、特に伴奏の方々に対する謝礼
や放送設備の経費などまったく機
会がない。

公民館関係法令・解説

公民館長・公民館主事・公民館職員・公民
館運営審議会委員・社会教育主事・社会教育
委員・教育委員会関係者・公民館を利用する
人・社会教育関係団体関係者等の必携の書と
して広く活用されています。

◎内容

教育基本法・社会教育法・社会教育法施行令・公民館の設置及び運営に関する基準規程・通達「公民館基準の取扱いについて」解説つき。

A5判34ページ 1部 250円(送料実費)

◎お申し込み先

〒951 新潟市川端町2-9 県林業会館内
県公民館連合会事務局 電話 0252(24)6073

